

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

分任契約担当官
陸上自衛隊南恵庭駐屯地
第323会計隊南恵庭派遣隊長 宮田 直樹

1 工事概要

- (1) 工 事 名 構内火報通信線等改修工事
- (2) 工事場所 陸上自衛隊南恵庭駐屯地
- (3) 工事内容 仕様書のとおり
- (4) 工 期 令和8年12月18日（金）まで
- (5) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和7・8年度一般競争参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「電気工事」又は「電気通信工事」で級別の格付を受け、北海道防衛局に競争参加を希望していること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の「電気工事」C等級以上又は「電気通信工事」C等級以上のいずれかであること。
- (5) 平成20年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち電気工事又は電気通信工事を施工した実績を有すること。（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関の発注した工事に係るものにあつては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く

また、実績が工事成績相互利用登録機関の発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関の発注した工事（平成13年12月25日以降に完成した工事で65点以上）又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者

- (7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に配置できること。

ア 「電気工事」又は「電気通信工事」に係る監理技術者等となりうる資格又はこれと同等以上の資格を有する者

イ 平成20年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関の発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証を有する者

エ 配置予定の監理技術者等にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

- (8) 一般競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の時点までの期間に、北海道防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (9) 北海道防衛局が発注した「電気工事」又は「電気通信工事」のうち、令和元年度以降令和5年度までに完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。

- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

- (11) 北海道内に建設業法等の許可に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。

- (12) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

- (13) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者

3 入札手続等

(1) 担当部署

ア 入札に関する事項

〒061-1411 北海道恵庭市恵南63番地

陸上自衛隊南恵庭駐屯地 第323会計隊南恵庭派遣隊（担当：宮田）

T E L 0123-32-3101（内線345） F A X 0123-33-1488（直通）

イ 仕様書の関する事項

陸上自衛隊南恵庭駐屯地業務隊 管理科（担当：吉田）

T E L 0123-32-3101（内線329）

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間

令和8年7月6日（月）から令和8年7月21日（火）

イ 交付場所

(1)の担当部署及び北部方面会計隊ホームページ

(3) 申請書及び資料の提出期限等

ア 提出期限 令和8年7月21日（火）午後5時

イ 提出方法 第323会計隊南恵庭派遣隊に持参又は郵送若しくは託送（以下「郵送等」という。）する。

(4) 入札書の提出期限等

ア 提出期限 令和8年8月5日（水）午後5時

イ 提出方法 第323会計隊南恵庭派遣隊に持参又は郵送等する。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日 時 令和8年8月6日（木）午前10時

イ 場 所 陸上自衛隊南恵庭駐屯地 会計隊会議室

4 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金免除。ただし、落札者が契約締結に応じない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。

(3) 契約保証金免除。ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の保証を付すものとする。

なお、保証金額又は保険金額は、請負代金の10分の1以上（予決令第86条の調査を受けた場合は、請負代金の10分の3以上）とする。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。

(6) 配置予定監理技術者等の確認

落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の配置違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定の技術者の変更を認めない。

- (7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。
- (8) 専任の監理技術者等の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者等とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
- (9) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (10) 契約金額300万円以上の場合、希望により前金払を使用することができる。低入札価格調査を受けた者との契約については、前金払の割合を請負代金額の10分の2以内とする。
- (11) 契約書作成の要否
要
- (12) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加
上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (13) 陸上自衛隊の建設工事に係る入札心得書等及び標準契約書の内容を遵守すること。
- (14) 詳細は、入札説明書による。
- (15) 適用する契約条項

ア 本契約については、陸上自衛隊「建設工事に係る標準契約書」（陸幕会第901号28.8.25）別冊第2）の各条項を適用する。

イ 陸上自衛隊「駐屯地用標準契約書」（陸幕会第1168号（30.12.14））付録第11「談合等の不正行為に関する特約条項」、付録第12「暴力団排除に関する特約条項」を適用する。

5 公告掲示場所

- (1) 掲示場所：南恵庭駐屯地会計隊、北部方面会計隊ホームページ
- (2) 掲示期間：令和8年7月6日（月）～令和8年7月21日（火）

入 札 説 明 書

陸上自衛隊南恵庭駐屯地第323会計隊南恵庭派遣隊の「**構内火報通信線等改修工事**」に係る入札公告（建設工事）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札公告日 令和8年7月6日（月）

2 契約担当官等

分任契約担当官

陸上自衛隊南恵庭駐屯地 第323会計隊南恵庭派遣隊長 宮田 直樹

3 工事概要

(1) 工事名

構内火報通信線等改修工事

(2) 工事場所

陸上自衛隊南恵庭駐屯地

(3) 工事内容及び工事範囲

仕様書のとおり

(4) 工 期

令和8年12月18日（金）

(5) その他

ア 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

イ 本工事は、数量公開の対象工事であり、設計数量を参考数量として公開することとしており、手続きの詳細は、別添「数量公開の説明書」を参照するものとする。

4 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における令和7・8年度一般競争参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「**電気工事**」又は「**電気通信工事**」で級別の格付を受け、北海道防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 防衛省競争参加資格の「**電気工事**」又は「**電気通信工事**」C等級以上のいずれかであること。

- (5) 平成20年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち改修建築工事一式を施工した実績を有すること。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関の発注した工事に係るものにあつては、防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について（施本建第220号（CCP）。13. 12. 19）に基づく施工成績評定通知書（以下「施工成績評定通知書」という。）並びに工事成績評定要領について（施本建第134号（CCP）。19. 7. 30）、工事成績評定要領について（経施第4404号。21. 3. 31）、工事成績評定要領について（防整技第15542号。27. 10. 1）又は工事成績評定要領について（防整技第7160号。28. 3. 31）に基づく工事成績評定通知書（以下「工事成績評定通知書」という。）の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除くこと。

また、実績が工事成績相互利用登録機関の発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関の発注した工事（平成13年12月25日以降に完成した工事で評定点合計が65点以上）又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切であるもの（個別の工事に応じて、工種別に明示すること。）

- (7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に配置できること。

ア 「電気工事」又は「電気通信工事」に係る監理技術者等となりうる資格又はこれと同等以上の資格を有する者である。

イ 平成19年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である。

（原則、着工から完成まで従事している。）

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、その成績が65点未満のものを除く。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

エ 配置予定の監理技術者等にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

- (8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (9) 北海道防衛局が発注した「電気工事」又は「電気通信工事」令和元年度以降令和5年度までに完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。

- (10) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。以

下同じ。)

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で 連絡を取ることは、入札心得書第6条第2項の規定に抵触するものではない。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合

- (ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - d 組合（共同企業体を含む。）の理事
 - e その他業務を執行する者であって、a から d までに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下管財人という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合及び資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (11) 北海道内に建設業法の許可に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。
- (12) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

(13) 情報保全に係る履行体制についての確認

平成29年4月1日から公告日までの間に、防衛省発注機関が発注した工事を完成（完了）した実績を有している者は別紙第8の誓約書を提出し、有していない者は別紙第9の誓約書を提出すること。

(14) 情報保全に係る履行体制についての最終確認

入札の結果、落札予定者となった者に対し、情報保全に係る履行体制についての確認のため、別紙第10から別紙第13までの資料を求めることがある。提出期間は資料提出要請の日からおおむね3営業日程度とするので、事前に準備しておくこと。提出された資料では情報保全に係る履行体制について適切な体制を有すると確認できない者に対しては、追加資料を求めヒアリングを行うことがある。提出期限内に資料提供できない者、追加資料の提出やヒアリングを拒否した者及び当該追加資料等によっても情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できない者については、競争参加資格を取消し、その者の入札を無効とすることがある。

5 担当部署

〒061-1411

北海道恵庭市恵南63番地

陸上自衛隊南恵庭駐屯地 第323会計隊南恵庭派遣隊（担当：宮田）

T E L 0123-32-3101（内線345）

F A X 0123-33-1488（直通）

6 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料（以下「申請書等」という。）を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

また、4(2)の格付を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、4(1)、(3)及び(5)から(11)までに掲げる事項を満たしているときは開札の時に於いて4(2)及び(4)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時点において上記4(2)及び(4)までに掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、次に示すとおりとする。

ア 提出期限

令和8年7月21日（火）午後5時まで

イ 提出方法

持参又は郵送等で提出すること。

ウ 提出場所

上記5に同じ。

- (2) 申請書は、別紙第1により作成すること。
- (3) 資料は、次に従い作成する。

なお、アの実績及びイの経験については、平成19年度以降入札公告日までに工事が完成し、引渡しが済んでいるものに限り記載することとし、「同種の工事の施工実績（別紙第2）」に記載する工事及び「配置予定の技術者（別紙第4）」に記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写を添付する。

ア 同種の工事の施工実績

上記4(5)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を1件記載する。記載様式は別紙第3とし、図面、写真等を引用する場合も含め、A4版1枚に記載する。

イ 配置予定の技術者

上記4(7)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を、別紙第5に記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。

なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び同種の工事の経験を記載することもできる。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とすることは差支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札への参加はできないものとし、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。また、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

入札の提出後、落札者決定までの期間（予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちにその旨の申出を行うこと。この場合において、その事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

ウ 工程表

アの実績が防衛省の発注した工事以外の者又は平成13年12月25日以前に完成した旧防衛施設局等の施工実績を有する者については、工程管理が適切であることを判断できる工程管理の技術的事項に対する所見を別紙第6に記載すること。

エ 契約書の写等

施工実績又は経験として記載した工事に係る契約書の写又は当該同種工事を証明する資料を提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合は、契約書の写を提出する必要はない。

- (4) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、申請時に提出された返信用封筒により、令和8年7月24日（金）までに通知する。

(5) その他

- ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- イ 契約担当官は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。
- ウ 提出された申請書等は、返却しない。
- エ 提出期限以降における申請書等の差替え及び再提出は認めない。
- オ 申請書等に関する問合わせ先 上記5に同じ。

7 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求めることができる。
 - ア 提出方法
書面（様式は自由とする。）を上記5に持参、郵送等又はFAXにより提出する。
 - イ 提出期間
通知の日から令和8年7月28日（火）午後5時まで
- (2) 契約担当官等は、説明を求められたときは、令和8年7月30日（木）までに説明を求めた者に対し、郵送等又は電話により回答する。

8 入札説明書に対する質問

- (1) 入札説明書に対して質問がある場合には、次に従い提出する。
 - ア 提出方法
書面（様式は自由とする。）により持参又は郵送等により提出する。
 - イ 提出期間
令和8年7月21日（火）午後5時まで
- (2) (1)の質問に対する回答は、次のとおり
 - ア 期 限 令和8年7月24日（金）
 - イ 回答方法 郵送等又は電話により回答する。

9 入札方法等

- (1) 入札書の提出方法等
 - ア 提出期限
令和8年8月5日（水）午後5時まで
 - イ 提出場所
上記5に同じ。
 - ウ 提出方法
入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を表記し、「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを1つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、持参又は郵送等により提出する。
また、郵送等により提出する場合は、提出期限までに到達するよう発送し、発送後

速やかに上記5に電話連絡する。

なお、入札書及び工事費内訳明細書が提出期限までに持参又は到達しない場合には、当該入札者は入札を辞退したものとみなす。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載する。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。ただし2回目の入札において落札者がいない場合は、3回目の入札を執行する場合もある。なお、予決令第99条の2の規定による随意契約は、特別な場合を除き適用しない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除。ただし、落札者が契約締結に応じない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金

免除。ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の保証を付すものとする。

なお、保証金額又は保険金額は、請負代金の10分の1以上（予決令第86条の調査を受けた場合は、請負代金の10分の3以上）とする。

11 工事費内訳明細書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書を提出しなければならない。

(2) 工事費内訳明細書の作成方法

ア 交付した数量書にある総括表の構成に対応した経費項目（直接工事費、共通仮設費、現場経費、一般管理費等）を記載することとする。また、直接工事費の明細書については、交付した数量書に対応する摘要。単位、単価、金額等を記載したものとする。

イ 交付する数量書記載の数量については、参考数量であることから変更してもよいものとする。

ウ 工事費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名（紙入札方式による場合は、必ず押印する。）並びに発注者名及び工事名を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。

(3) 工事費内訳明細書の提出方法等

ア 提出期限 上記9(1)アに同じ。

イ 提出場所 上記9(1)イに同じ。

ウ 提出方法 上記9(1)ウを参照

- (4) 提出された工事費内訳明細書は返却しないものとする。
- (5) 工事費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。
- (6) 工事費内訳明細書の確認の結果、別紙第7の各項に該当する場合は、入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。
- (7) 提出された工事費内訳明細書について説明を求める場合がある。
- (8) 提出された工事費内訳明細書については、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止措置を行うことがある。
- (9) 工事費内訳明細書は参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

12 開 札

- (1) 開札の日時及び場所
 - ア 開札日時 令和8年8月6日（木）午前10時
 - イ 開札場所 陸上自衛隊南恵庭駐屯地 会計隊会議室
- (2) 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立会わせて行う。ただし、郵便等の入札者又はその代理人が立会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立会わせて行う。
- (3) 開札に立会わない場合でも、その者から提出された入札書は有効なものとして取扱う。
- (4) (3)の場合において、再度の入札を行うこととなったときは、再度の入札への参加の意思の有無を電話により確認するものとする。
- (5) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から連絡する。

13 入札の無効

- (1) 次に掲げる入札は無効とする。
 - ア 入札公告において示した競争参加資格のない者のした入札
 - イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札
 - ウ 現場説明書及び入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札なお、契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時ににおいて上記4に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当する。
 - エ 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取消す。

14 落札者の決定方法

- (1) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価

格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

- (2) (1)の場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。
- (3) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る場合は、低入札価格調査を行うので、調査に協力しなければならない。

15 配置予定主任技術者等の確認

落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の配置違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更を認めない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、上記4(7)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

16 別に配置を求める技術者

専任の監理技術者等の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、契約の相手方が陸上自衛隊南恵庭駐屯地第323会計隊南恵庭派遣隊で入札日から過去2年以内に完成した工事、あるいは入札時点で施工中の工事に関して、次のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、上記4(7)に定める要件と同一の要件（4(7)イに掲げる工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

- (1) 65点未満の工事成績評定を通知された者
- (2) 契約担当官等から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直し等は除く。
- (3) 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は契約担当官等から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者
- (4) 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者

なお、当該技術者は施工中、監理技術者等を補助し、監理技術者等と同様の職務を行うものとする。また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その指名その他必要な事項を監理技術者等の通知と同様に契約担当官等に通知することとする。

17 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発生する工事等から排除するよう要請があり、当該状況が継続している有資格者とは契約を行わない。

18 低入札価格調査を受けた者との契約については、前金払の割合を請負代金額の10分の2以内とする。

19 契約書作成の可否等

別紙第14「建築工事請負契約書（案）」により、作成するものとする。

20 支払条件

請負金額が300万円以上の場合、前金払保証書の寄託を条件として、落札者の申請に基づき、請負金額の10分の4以内（低入札価格調査を受けた者との契約については請負金額の10分の2以内）で前金払の実施に応じる。

21 火災保険付保の可否

要

22 再苦情申立て

契約担当官等からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、7(2)の回答を受けた日の翌日から起算して5日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、契約担当官等に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

提出場所及び再苦情申立てに関する事項は、上記5に同じ。

23 その他

- (1) 入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、入札心得書及び契約書案を熟読し、その内容を遵守すること。
- (3) 申請書等に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は上記6(1)の資料に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置すること。

標準競争参加資格確認申請書作成要領

構内火報通信線等改修工事に係る一般競争入札に参加を希望する者は、この作成要領に基づき「一般競争参加資格確認申請書」「同種の工事の施工実績」「配置予定の技術者」を作成の上、各1部提出して下さい。また、「同種の施工実績」が防衛省発注機関の発注した工事以外の者又は平成13年12月25日以前に完成した者については、「工程管理に対する技術的所見」を作成の上、1部提出して下さい。

なお、これらの資料は、競争参加資格を確認するための基礎資料として提出していただくものです。

記

1 一般競争参加資格確認申請書

- (1) 住所、商号又は名称及び代表者名等を記載するとともに、代表者印等を必ず押印の上申請して下さい。
- (2) 郵送希望の方は、返信用封筒表に申請者の住所・氏名を記載し、普通郵便分を加えた所定の料金の切手を貼付した長形3号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

2 同種の工事の施工実績

貴社が元請（共同企業体による施工は、出資比率が20%以上とする。）として施工実績のある同種の工事について記載して下さい。

- (1) 同種の工事とは次の事項を満足するものをいいます。

電気工事、電気通信工事

- (2) 記載する工事は、平成20年度以降に完成した工事の中から、代表的なものを1件記載して下さい。

なお、同種工事との判断が難しい場合は3件程度まで記載されても可とします。

- (3) 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関の発注した工事の場合は、防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について（施本建第220号（CCP）。13. 12. 19）に基づく施工成績評定通知書（以下「施工成績評定通知書」という。）並びに工事成績評定要領について（施本建第134号（CCP）。19. 7. 30）、工事成績評定要領について（経施第4404号。21. 3. 31）、工事成績評定要領について（防整技第15542号。27. 10. 1）又は工事成績評定要領について（防整技第7160号。28. 3. 31）に基づく工事成績評定通知書（以下「評定通知書」という。）の写を添付して下さい。なお、紛失等により評定通知書の写を添付することができない場合は、書面（様式自由）により評定通知書の写の交付を申出て下さい。
- (4) 「工事場所」は、都道府県名、市町村名を記載して下さい。
- (5) 「契約金額」は、百万円単位で記載して下さい。
- (6) 「工期」は、契約書に基づき記載して下さい。
- (7) 「受注形態等」は、単体若しくは共同企業体の別を記載し、共同企業体の場合は、当該企業体の名称と出資比率を記載して下さい。

- (8) 「工事概要」は、構造形式、規模・寸法、使用機材・数量、施工条件についてそれぞれ簡潔に記載して下さい。
- (9) 「CORINS登録の有無」は、当該工事が、CORINSに登録されている場合は「有」に○を付し、登録番号を記載して下さい。

3 配置予定の技術者

貴社が本工事を請負うこととした場合、実際に配置可能な主任技術者又は監理技術者を記載して下さい。

- (1) 予定者として複数の候補技術者を記載しても結構です。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とすることは差支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行って下さい。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.3.31（以下「指名停止措置要領」という。））に基づく指名停止を行うことがあります。

入札後、落札者決定までの期間（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。）第86条の調査期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置できなくなった場合は、直ちにその旨の申出を行って下さい。この場合において、事実が認められた場合には、当該入札を無効とします。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがあります。

- (2) 「最終学歴」は、学校名、学科名及び卒業年次等を記載して下さい。
- (3) 「法令による資格・免許」は、本工事の主任技術者又は監理技術者として配置を予定されている者が取得している資格等（2級建築士等）を適宜記載して下さい。
なお、その他の資格として取得したものがあれば、適宜記載して下さい。
- (4) 「工事概要」は、当該技術者が従事した同種の工事のうち、平成20年度以降に完成した工事の中から、代表的なものを記載して下さい。
- (5) 記載する工事が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関の発注した工事の場合は、評定通知書の写を添付して下さい。なお、紛失等により評定通知書の写を添付することができない場合は、書面（様式自由）により評定通知書の写の交付を申出て下さい。
- (6) 「工事場所」は、都道府県名、市町村名を記載して下さい。
- (7) 「契約金額」は、百万円単位で記載して下さい。
- (8) 「工期」は、契約書に基づき記載して下さい。
- (9) 「従事役職」は、当該工事に技術者として従事した役職名を記載して下さい。
- (10) 「工事内容」は、当該工事の構造形式、規模等を簡潔に記載して下さい。
- (11) 「CORINS登録の有無」は、当該工事が、CORINSに登録されている場合は「有」に○を付し、登録番号を記載して下さい。
- (12) 「申請時における他工事の従事状況等」は、従事している全ての工事について、本工

事を落札した場合の技術者の配置予定等を記載して下さい。

- (13) 「本工事と重複する場合の対応措置」は、申請時において他工事に従事している場合は、対応措置を記載して下さい。

4 工程管理に対する技術的所見

- (1) 本工事の図面及び仕様書等に基づき可能な範囲で、工事施工に関する工程表を作成して下さい。
- (2) 工程表に記載する内容は、主要となる項目と数量及びその概略工程とします。
- (3) 作成した工程表を基に、工程管理に対する技術的所見を記載して下さい。

5 提出場所、提出方法及び提出期間

- (1) 提出場所
〒061-1411 北海道恵庭市恵南 6 3 番地
陸上自衛隊南恵庭駐屯地 第 3 2 3 会計隊南恵庭派遣隊
T E L 0123-32-3101 (内線345)
- (2) 提出方法
持参、郵送等により提出して下さい。
- (3) 提出期間
令和 8 年 7 月 2 1 日 (火) 午後 5 時まで

6 競争参加資格の確認

競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、申請時に提出された返信用封筒により、令和 8 年 7 月 2 4 日 (金) までに通知する。

7 その他

- (1) 資料の作成等に係る費用は、申請者の負担とします。
- (2) 提出された資料は、当局において目的以外に使用することはありません。
- (3) 提出された資料は、返却いたしません。
- (4) 提出期限日以降の資料の差替え及び再提出は認めません。
- (5) 資料提出に関する問い合わせ先 上記 5 に同じ。

一 般 競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊南恵庭駐屯地

第 3 2 3 会計隊南恵庭派遣隊長 宮田 直樹 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

令和 8 年 7 月 6 日付で入札公告のありました**構内火報通信線等改修工事**に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容について事実と相違と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札説明書 6 (3) アに定める同種の工事の施工実績を記載した書面
- 2 入札説明書 6 (3) イに定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- 3 入札説明書 6 (3) エに定める契約書の写
- 4 入札説明書 6 (3) ウに定める工程表を記載した書面
- 5 資格審査結果通知書の写

以 上

注) 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、普通郵便料金の切手を貼った長形 3 号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

同種の工事の施工実績（記載例）

会社名

工事名称等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	工 事 場 所	（都道府県名、市町村名を記入する。）
	契 約 金 額	（百万円単位で記入する。）
	工 期	年 月～ 年 月
	受 注 形 態	単体／JV（出資比率）
工事概要	構 造 形 式	
	規 模 ・ 寸 法	
	使用機材・数量	
	施 工 条 件	（市街地・軟弱地質等）
	そ の 他	
CORINS登録の有無		有（CORINS 登録番号 ） 無

- 注）1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
- 2 CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。
「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。
「無」に○を付した場合は契約書の写を添付すること。
- 3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写を添付すること。

同 種 の 工 事 の 施 工 実 績

会社名 _____

工 事 名 称 等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	工 事 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 ～ 年 月
	受 注 形 態	
工 事 概 要	構 造 形 式	
	規 模 ・ 寸 法	
	使用機材・数量	
	施 工 条 件	
	そ の 他	
CORINS登録の有無		有 (CORINS 登録番号) 無

注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。

2 CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。

「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。

「無」に○を付した場合は契約書の写を添付すること。

3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注し工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写を添付すること。

配 置 予 定 の 技 術 者 (記入例)

会社名 _____

項 目		主任技術者又は監理技術者
氏 名		
最 終 学 歴		(学校名、学科名及び卒業年次を記入する。)
法 令 に よ る 資 格 ・ 免 許		(施工管理技士、建築士等の名称及び取得年月日、監理技術者資格の取得年月日、登録番号及び登録会社並びに監理技術者講習の取得年月日及び修了証番号を記入する。)
工事概要	工 事 名	
	発 注 者 名	
	工 事 場 所	(都道府県名、市町村名を記入する。)
	契 約 金 額	(百万円単位で記入する。)
	工 期	年 月～ 年 月
	従 事 役 職	(現場代理人、主任(監理)技術者等の名称)
	工 事 内 容	
	CORINS登録の有無	有 (CORINS登録番号) 無
申請時に おける他 工事の従 事状況等	工 事 名	
	発 注 者 名	
	工 期	年 月～ 年 月
	従 事 役 職	(現場代理人、主任(監理)技術者等の名称)
	本工事と重複する 場合の対応措置	
	CORINS登録の有無	有 (CORINS登録番号) 無

注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。

2 CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。

「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。

「無」に○を付した場合は契約書の写を添付すること。

3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写を添付すること。

配 置 予 定 の 技 術 者

会社名 _____

項 目		主任技術者又は監理技術者
氏 名		
最 終 学 歴		
法 令 に よ る 資 格 ・ 免 許		
工事概要	工 事 名	
	発 注 者 名	
	工 事 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 ～ 年 月
	従 事 役 職	
	工 事 内 容	
	CORINS登録の有無	有 (CORINS登録番号) 無
申請時に おける他 工事の従 事状況等	工 事 名	
	発 注 者 名	
	工 期	年 月 ～ 年 月
	従 事 役 職	
	本工事と重複する 場 合 の 対 応 措 置	
	CORINS登録の有無	有 (CORINS登録番号) 無

注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。

2 CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。

「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。

「無」に○を付した場合は契約書の写を添付すること。

3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写を添付すること。

工 程 表

工事名 :
会社名 : _____

項目	単位	数量	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
			10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20

■ 工程管理に対する技術的所見

1 未提出であると認められる場合	(1)	工事費内訳明細書が白紙である場合
	(2)	工事費内訳明細書に表紙が付いていない場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	数量、単価、金額等の記載が欠けている場合
3 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注案件名に誤りがある場合
	(2)	提出業者名に誤りがある場合
	(3)	工事費内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
4 その他	(1)	他の入札参加者の工事費内訳明細書と類似し、合理性がなく、極めて不自然な場合

令和 年 月 日

誓 約 書

分任契約担当官

陸上自衛隊南恵庭駐屯地

第 3 2 3 会計隊南恵庭派遣隊長 宮田 直樹 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

弊社は、過去 年間に防衛省発注の工事（業務）を完成（完了）・引渡ししておりますが、その際、契約条項に則り守秘義務に努めておりました。今回、本工事（業務）を受注する際には、過年度の契約と同様に、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すこと、あわせて、本業務に従事する業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者でないことを誓約いたします。

令和 年 月 日

誓 約 書

分任契約担当官

陸上自衛隊南恵庭駐屯地

第323会計隊南恵庭派遣隊長 宮田 直樹 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

弊社は、本工事（業務）を受注する際には、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すこと、あわせて、本業務に従事する業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者でないことを誓約いたします。

業務従事者一覧

監理（主任・管理）技術者	氏 名	
	所 属	
	役 職	
	学 歴	（中学校以降を記載）
	職 歴	
	業務経験	（特に海外での業務経験、情報保全に関する業務経験があれば積極的に記載）
	研修実績その他の経歴	（特に海外業務に関する研修、情報保全に関する研修があれば積極的に記載）
	専門的知識その他の知見	（特に海外業務に関する専門的知識、情報保全に関する専門的知識があれば積極的に記載）
	資 格	（特に海外業務に関する資格、情報保全に関する資格があれば積極的に記載）
	母語及び外国語能力	
現場代理人	国籍その他文化的背景	
	業 績 等	（特に海外業務に関する業績、情報保全に関する業績があれば積極的に記載）
	氏 名	
	所 属	
	役 職	
	学 歴	
	職 歴	
	業務経験	
	研修実績その他の経歴	
	専門的知識その他の知見	
	資 格	
	母語及び外国語能力	
担当技術者	国籍その他文化的背景	
	業 績 等	
	氏 名	
	所 属	
	役 職	
	学 歴	
	職 歴	
	業務経験	
	研修実績その他の経歴	
	専門的知識その他の知見	
	資 格	
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業 績 等	

注：1 不要な行は削除すること。

2 記載する内容が特に項目は、「特になし」と記載すること。

3 内容を証明する資料は不要。自己申告で良い。

取扱い制限情報に関する社内規則

項 目	内 容
取扱い制限情報に関する社内規則	☐ 社内規則がある
	☐ 社内規則に類する資料がある
	☐ 社内規則及びそれに類する資料がない

- 注：1 いずれかの「□」に「■」を付す。
- 2 社内規則若しくはそれに類する資料がある場合は、その写を提出する。
- 3 社内規則及びそれに類する資料がない場合は、別に定める付紙「申出書」を提出する。

紙 付
日 月 年 和 令

申 出 書

分任契約担当官

陸上自衛隊南恵庭駐屯地

第323会計隊南恵庭派遣隊長 宮田 直樹 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

弊社は、顧客との契約に基づき取扱いを制限された情報については、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、該当契約に基づきその取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、また、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないことを申出ます。

代表者（記名）

役 員（記名）

※ 履歴事項全部証明書に記載のある役員全ての記名を行うこと。

※ 履歴事項全部証明書の写を提出すること。

※ 上に記載した代表者及び役員から、この申出内容に関する真正性を確保できる資料を提出すること。

指導・監督・業務支援・助言・監査等を行う一覧

親会社	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	
地域統括会社	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	
ブランド・ライセンサー	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	
フランチャイザー	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	
コンサルタント	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	
☐ 親会社等が存在しない。		

注：1 不要な行は削除すること。

2 親会社にさらに親会社が存在する場合は、全ての親会社について記載すること。

3 内容を証明する資料を提出すること。HP等出来合いの資料で可

取扱い制限情報が親会社等への報告等対象でないことがわかる資料

項 目	内 容
取扱い制限情報に関する資料	☐ 報告、共有又はその他情報提供の対象とならないことが明記された資料がある
	☐ 上記に類する資料がある
	☐ 資料がない

- 注： 1 いずれかの「☐」に「☒」を付す。
- 2 資料がある場合は、その写を提出する。
- 3 資料がない場合は、別に定める付紙「申出書」を提出する。

令和 年 月 日 付 紙

申 出 書

分任契約担当官

陸上自衛隊南恵庭駐屯地

第323会計隊南恵庭派遣隊長 宮田 直樹 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

弊社は、顧客との契約に基づき取扱いを制限された情報については、親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタント等の指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者であっても、当該契約に基づき、報告、共有又はその他情報提供の対象とならないことを申し出ます。

親会社（商号又は名称・代表者氏名）

地域統括会社（商号又は名称・代表者氏名）

ブランド・ライセンサー（商号又は名称・代表者氏名）

フランチャイザー（商号又は名称・代表者氏名）

コンサルタント（商号又は名称・代表者氏名）

※ 別紙第12の一覧表に示した者全ての名称等を記載すること

※ 上に記載した親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー及びコンサルタントから、この申出内容に関する真正性を確保できる資料を提出すること。

建設工事請負契約書 (案)

- 1 工 事 名 構内火報通信線等改修工事
- 2 工事場所 陸上自衛隊南恵庭駐屯地
- 3 工 期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 4 工事を実施しない日 原則、土曜日及び日曜日。但し、別に定める場合はこの限りではない。
工事を施工しない時間帯 原則、平日の午後5時から午前8時30分まで。但し、別に定める場合はこの限りではない。
- 5 請負代金額 ￥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥)
- 6 契約保証金 ￥

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、陸上自衛隊「建設工事に係る標準契約書」（陸幕会第749号（6. 6. 11）別冊第2）の各条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体の場合には、受注者は、共同企業体協定書によりこの契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約書の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 分任契約担当官
陸上自衛隊南恵庭駐屯地
第323会計隊南恵庭派遣隊長 宮田 直樹

受注者 住所
会社名
代表者氏名

構内火報通信線等改修工事

図名	表紙						仕様書 番号	36	図番	1/9
業務隊長	管理科長	営繕班長	電気係長	施設管理専門官	管財主任					工事企画係長
了	了	了	了	了	了					吉田
南恵庭駐屯地業務隊管理科				令和8年7月1日			作成者	吉田真実		

仕 様 書

I. 件 名 : 構内火報通信線等改修工事

II. 場 所 : 惠庭市惠南63番地 陸上自衛隊南惠庭駐屯地

Ⅲ. 概 要 : (1) 火災報知設備用架空線更新 一式
(2) 火災報知設備機器新設、更新 一式
(3) 新設、更新工事に伴う消防署への届け出等事務手続き 一式

1

一般共通事項

（1）総則

（2）施工

（3）疑義

（4）軽微な変更

（5）材料

（6）材料検査

（7）現場管理

（8）安全管理

（9）写真

（10）提出書類

（11）後片付け

（12）電気・水道

（13）発生材

（14）保証期間

本仕様書は、南恵庭駐屯地において実施する「構内火報通信線等改修工事」について必要な項目を制定する。

仕様書、図面及び下記の標準仕様書・共通仕様書（最新版）に基づき、入念に作業する。

国土交通省

公共建築工事標準仕様書

・ 建築工事編

・ 機械設備工事編

・ 電気設備工事編

国土交通省

公共建築改修工事標準仕様書

・ 建築工事編

・ 機械設備工事編

・ 電気設備工事編

国土交通省

公共建築設備工事標準図

・ 建築工事編

・ 機械設備工事編

・ 電気設備工事編

仕様書及び図面との内容に相違ある場合や明示ない場合又は疑いを生じた場合には、すべて監督官と協議する。

施工に際し現場の収まり、取り合わせ等の為に位置又は工法を多少変え、それによる数量を幾分増減する等軽微な変更をする場合は、契約金額及び契約期間について変更はしない。

本工事の材料仕様は、本特記事項による他、共通仕様書の定めるところに従うものとし、これらに定めのない事項については監督官と協議する。
本工事に使用する材料は、材料表に示すJIS又は同等以上の品質・規格を有するものとし、JIS以外のものはJISと同等以上であることの証明書等を請負業者の負担において提出する。
請負者は、本工事の特性、必要とされる強度、耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、環境物品等の調達を推進し、それにより材料を変更する場合は、監督官と協議する。

本工事に使用する材料は、監督官の検査を受け、合格したものを使用する。

（1）現場は、常に諸材料の整理整頓、その他清掃を行い、火災等の事故防止に努める。

（2）出入口及び危険性のある場所には、危険表示などの処置を行う。

（3）現場及び許可された場所以外への無断立ち入り等は厳禁とする。

（4）その他部隊側の諸規則、指示に従い延滞なく行う。

（5）必要以上の箇所に損傷を与えてはならない。損傷を与えた場合は請負業者の責任において原型に復する。

労働安全規則の定めるところにより、十分な安全管理対策を行い災害の未然防止を図ること。

国土交通省「営繕工事写真撮影要領」を参考に整理のうえ提出する。

分類	撮影写真記載項目	備考
・営繕工事撮影要領（別添）による	①工事名 ②場所 ③工事工種	国土交通省によるデジタル工事
・材料写真（雑資材除く）	④撮影部位 ⑤寸法、規格、表示マーク	写真の小黑板情報電子化につ
・発生材写真（集積状況含む）	⑥その他	いては使用可能とする。

工事に先立ち、実施工程表を作成し監督官の承認を受ける。提出書類は監督官の指示に従い提出する。
情報漏洩防止について責任をもって徹底するものとする。このため、関係書類・図面等の作成等を行うパソコン・電子記憶媒体の管理を適正に行い、ファイル交換ソフトをインストールしていないものを使用する。
また、監督官の指示により求められた場合は、作業員等の名簿を提出すること。ただし、運送業者等で特定できない場合は、この限りではない。

完了に関しては、現場の後片付け清掃などを行う。

電気・水道は、請負業者の負担において準備する。

金属類は監督官の指定する場所に集積し、発生材調書を作成、監督官へ提出する。
このさい、確実に分別を行い、分別し難い場合は産業廃棄物とし、適切に処分すること。
発生材調書には、金属の種類ごとに重量を記載すること。

完成後、工事範囲における瑕疵期間は1年間とし、本工事で使用した部品等については、メーカーの保証による。

電気設備工事

（2）副受信機

（3）通信線配線

（4）現地調査

（5）その他

（6）特殊事項

品名	回線数	参考品番等	設置場所
P型1級受信機	40回線	ニッタン(株) 1PM3-40LA	#3警衛所
P型2級受信機	1回線	ニッタン(株) 2P1LB4	#1医務室

（1）本工事に使用する表示盤については下記に示したもの、又は同等品以上とする。

品名	回線数	参考品番等	設置場所
副受信機	40回線	ニッタン(株) PSH-40L	#80本部庁舎

（1）本工事の電柱等での作業は高所作業車等を使用し、誘導標式等を設置して車両事故防止に努めること。

（2）本工事に使用する通信線については下記に示したもの、又は同等品以上とする。

品名	規格	規格番号
通信ケーブル (CCP-AP-SS)	着色識別ボリエチレン絶縁ボリエチレンシースケーブル (CAS)	JCS 9072
通信ケーブル (CCP-AP)	着色識別ボリエチレン絶縁ボリエチレンシースケーブル (CA)	JCS 9072
通信ケーブル (TOEV-SS)	ボリエチレン絶縁ビニルシースケーブル オクソセン (TOEV-SS)	JCS 9069
通信ケーブル (PCPEV)	着色識別ボリエチレン絶縁ビニルシースケーブル (PCPEV)	JCS 5402

（3）配線の端子部については、接続先を表示すること。

（4）現地状況により、図示以外に必要なとなる資材については、請負業者の負担において用意すること。

工事実施前に現地調査を実施すること。

（1）本工事実施に必要な関係官公署、その他に対する諸手続きを要する場合は、請負業者が実施するものとする。そのさい、現地検査等が必要な場合は、立会等の調整も合わせて実施すること。

（2）工事実施後、試験調整を行い異常のないことを確認すること。

（3）工事完了後、成果品として、完成図（系統図等）を駐屯地全体を含め作成し、3部提出すること。（※令和7年度実施区間の系統図等については貸与する。）

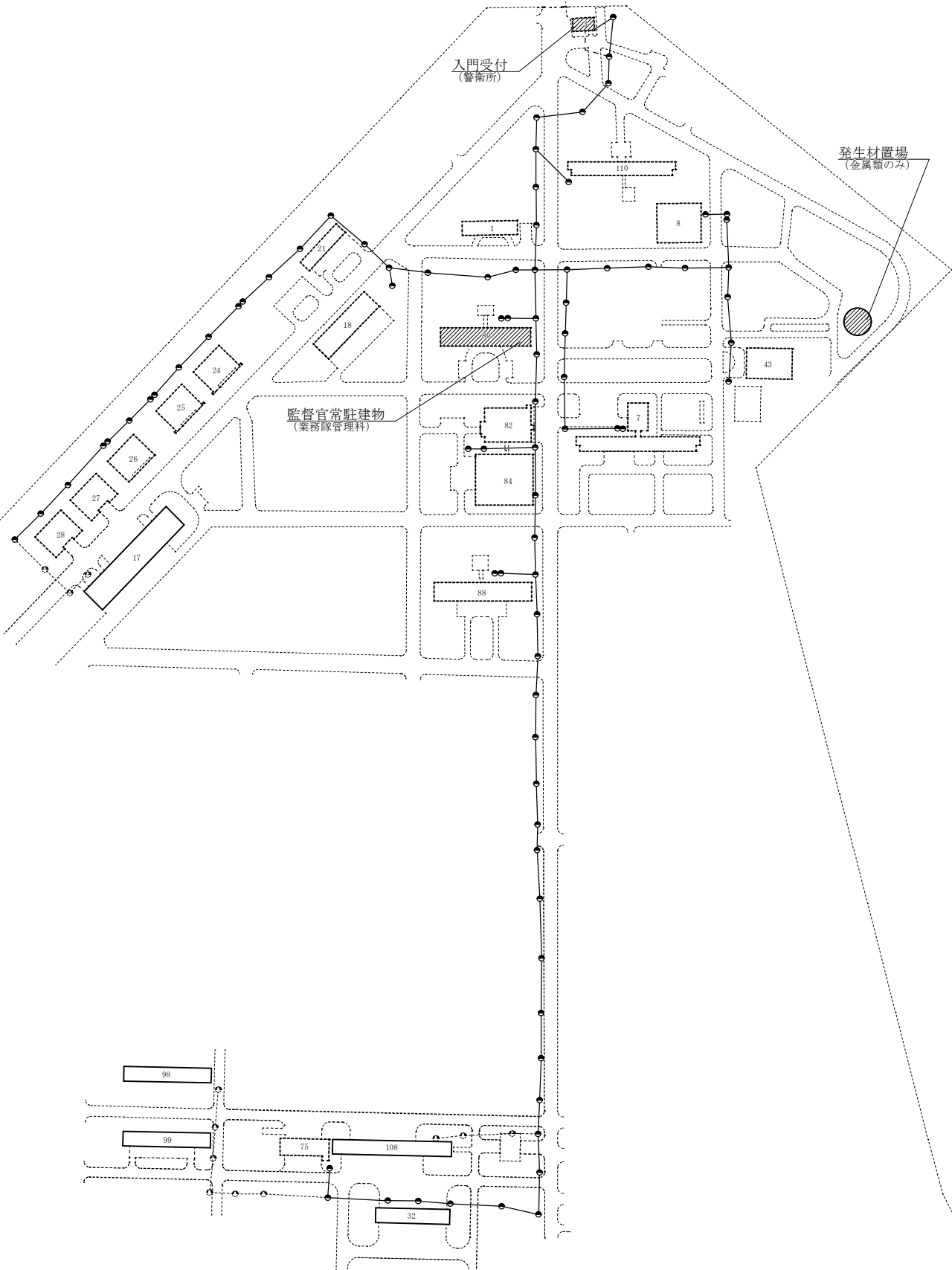
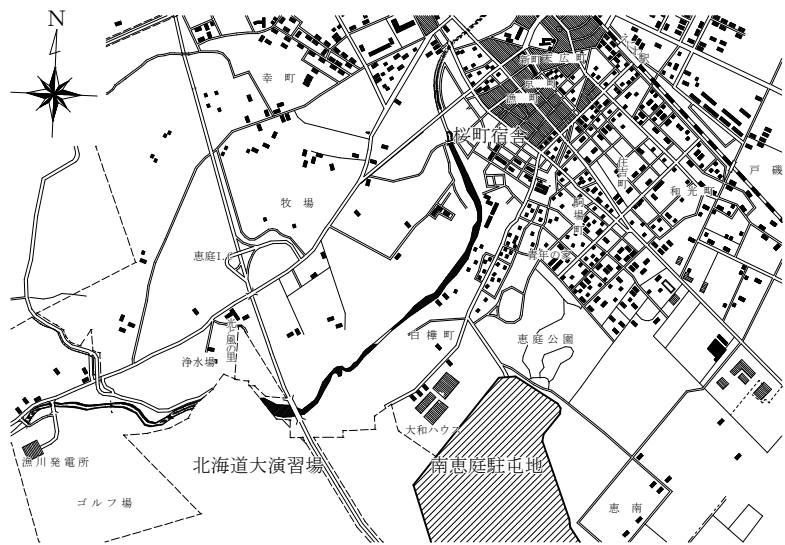
国際情勢によるやむを得ない変更事項等が発生した場合は、速やかに監督官へ伝達、発注者（監督官・検査官）・契約担当官及び請負業者（責任者・現場代理人）により、駐屯地内で協議を実施し、最適な対応を検討する。

件名	構内火報通信線等改修工事	図番	2／9
図名	仕様書	縮尺	—
南恵庭駐屯地業務隊管理科	令和8年7月1日	作成者	吉田真実

工事関係者以外不許複製

駐屯地案内図 S=1:X

駐屯地配置図 S=1:X

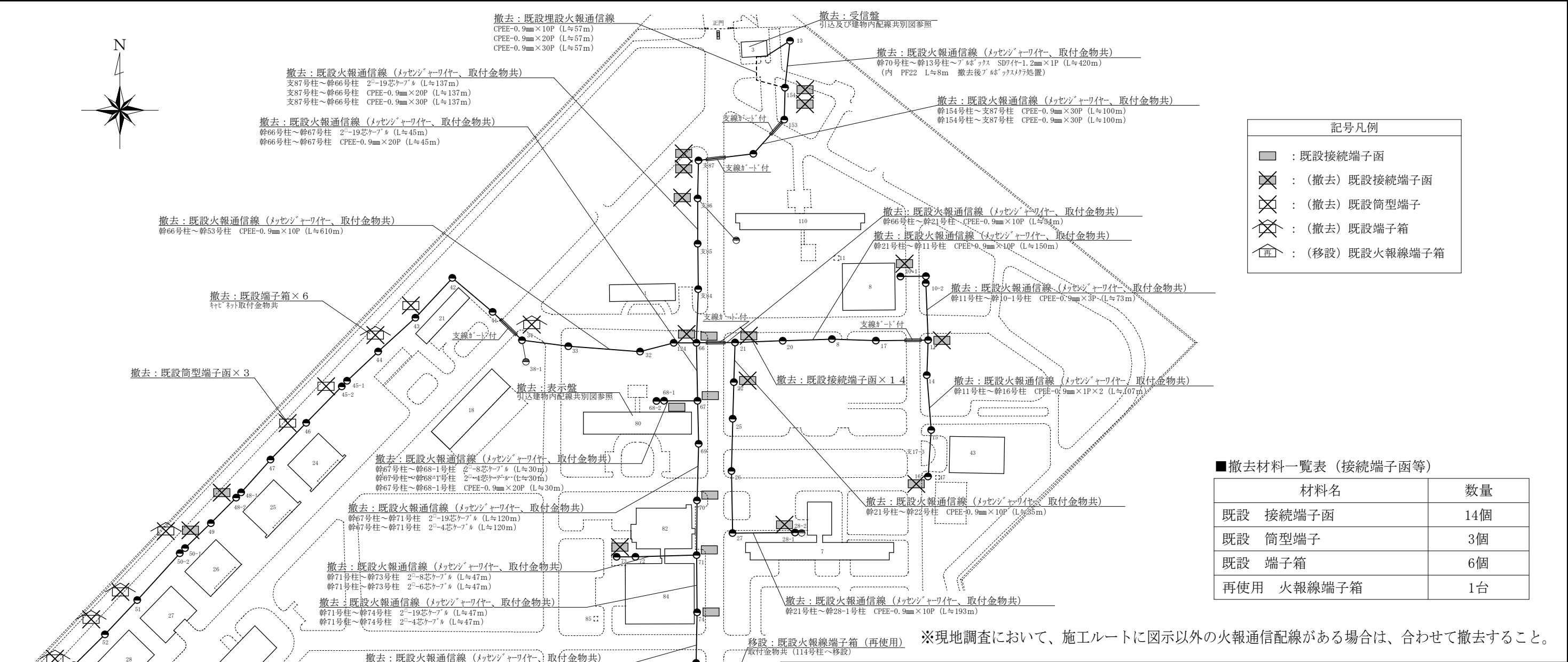


移報接続対象建物	
1	医務室
7	第2庁舎
8	プール
17	整備工場
18	管理官倉庫
21	車両整備工場
24	車両整備工場
25	器材庫
26	器材庫
27	器材庫
28	器材庫
32	戦車整備工場
43	体育館
75	整備工場
80	本部庁舎
82	厚生センター
84	食厨房
88	第3庁舎
98	器材庫
99	器材庫
108	整備工場
110	生活隊舎

受信機新設	
1	医務室
受信機更新	
3	警衛所
表示盤更新	
80	本部庁舎

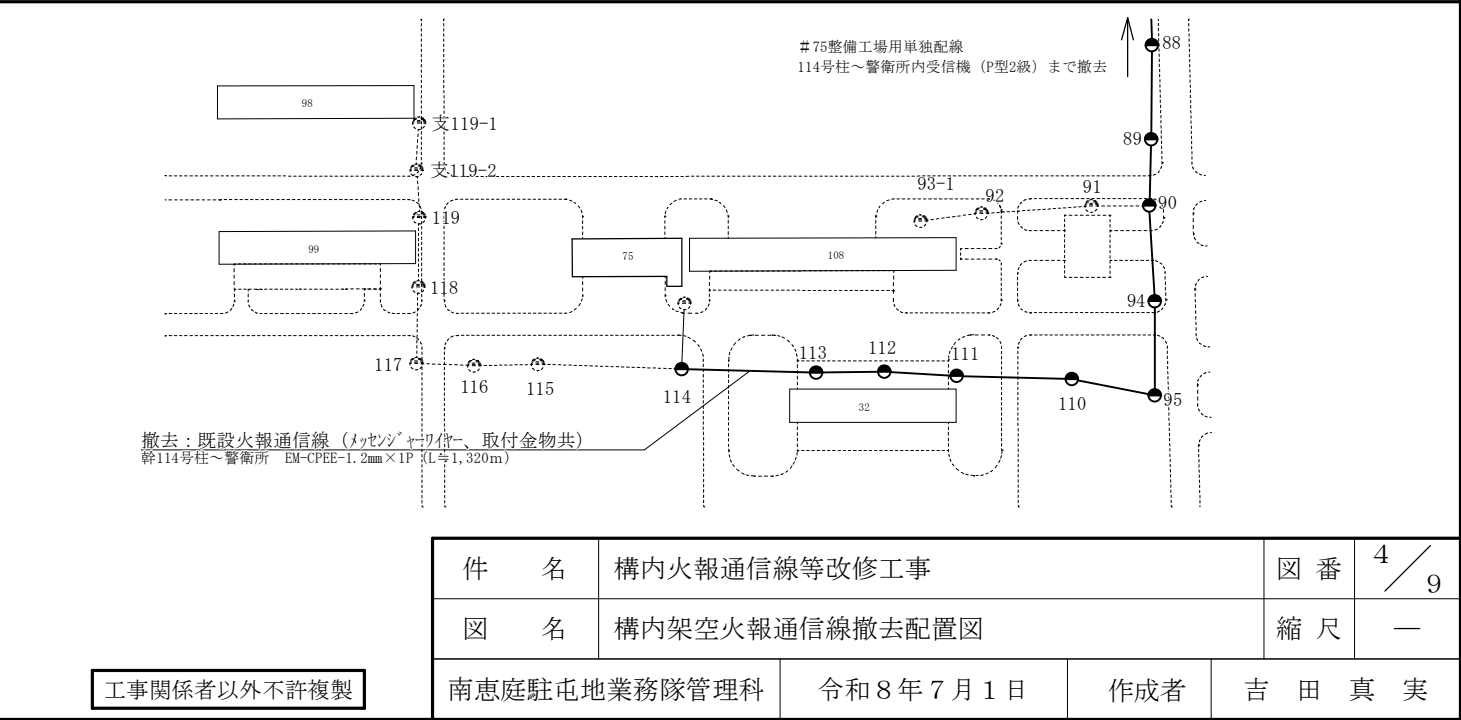
件名	構内火報通信線等改修工事	図番	3 / 9
図名	駐屯地案内図・駐屯地配置図	縮尺	—
南恵庭駐屯地業務隊管理科		令和8年7月1日	作成者 吉田真実

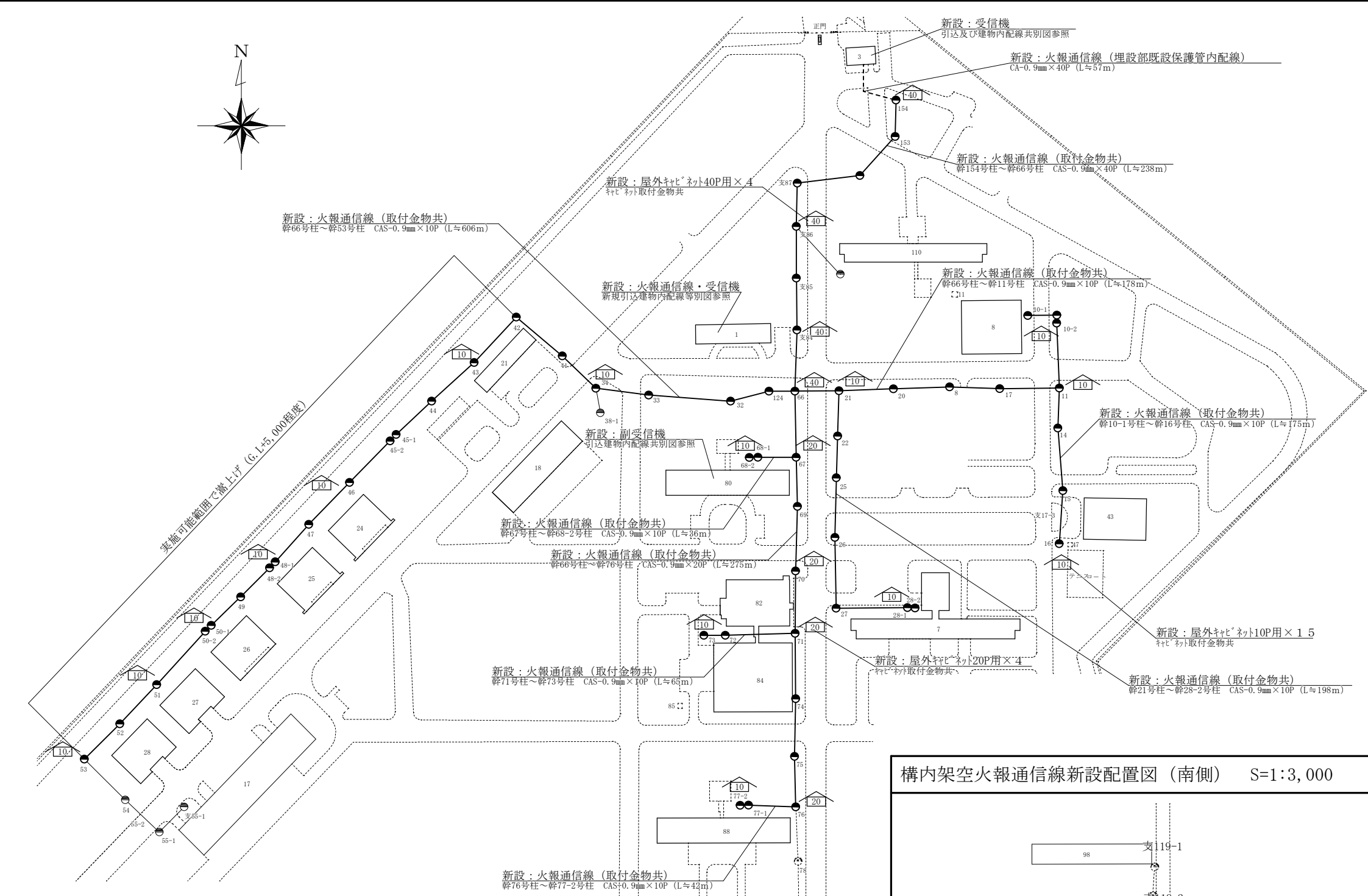
工事関係者以外不許複製



※現地調査において、施工ルートに図示以外の火報通信配線がある場合は、合わせて撤去すること。

構内架空火報通信線撤去配置図（南側） S=1:3,000





■取付金物参考数量表

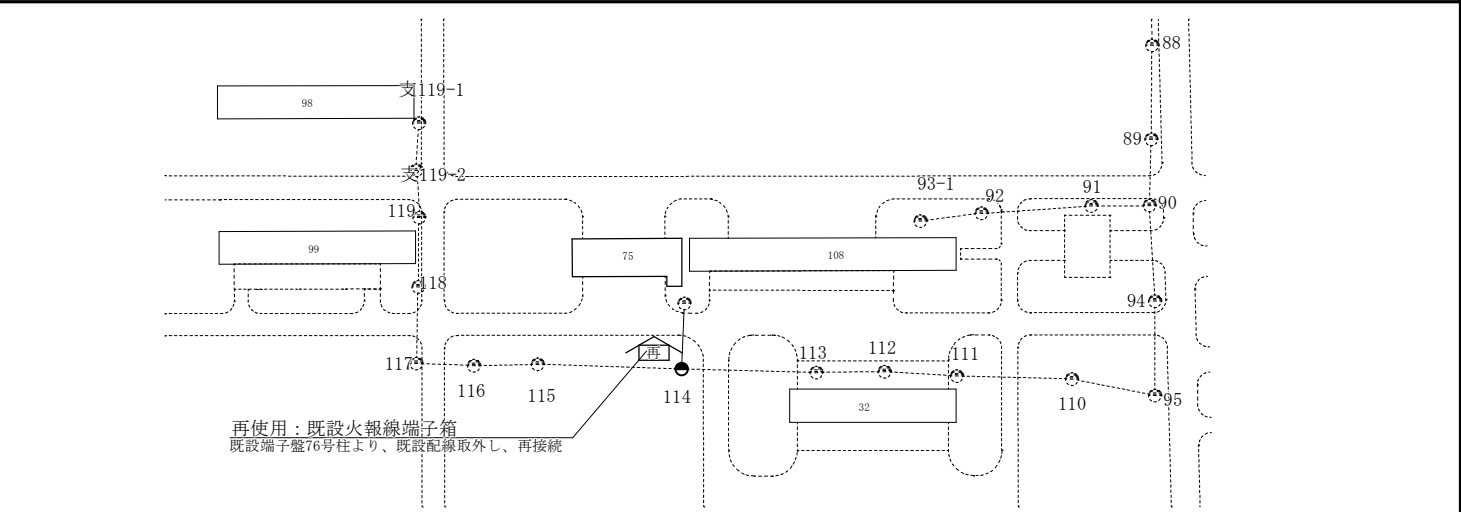
参考使用材料	数量
自在バント（4BD-HD-17T）	65個
SSケーブル用吊架金具（WHH-SS）	31個
シングル丸型18mm（TH-18）	47個
巻付クリップ シングル用（18sq）	47個
蓄力コネクター（2号）	21個
ステンレスバント（SFT-N212）	37個
スパイラルスリーブ 10mm PVC（SPS-10BK-JP）	95m
キャビネット取付金物（PMC）	24個
入線用コネクタ（大・小）	51個

※数量は参考とし、必要に応じて調整すること。

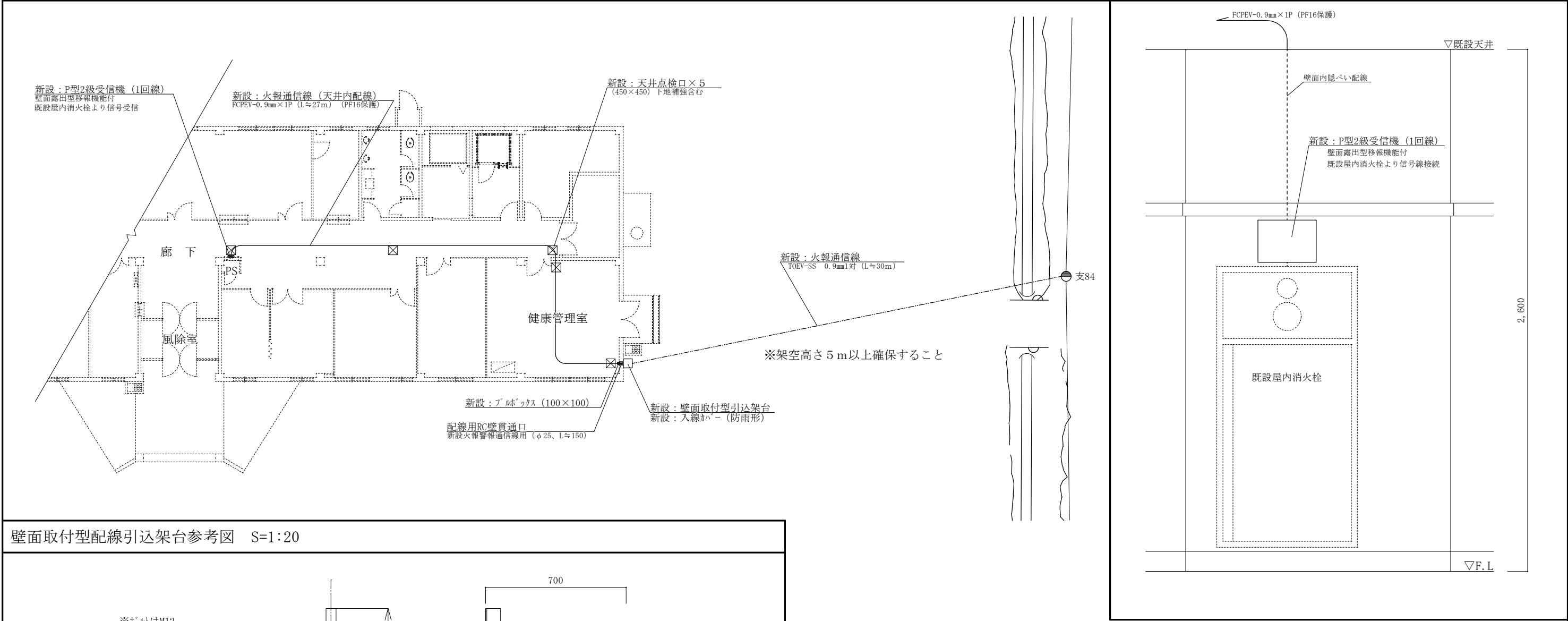
■新設材料一覧表

使用材料	数量	備考
着色識別PC絶縁PCシースケーブル（CAS-0.9mm×10P）	≒1,300m	
着色識別PC絶縁PCシースケーブル（CAS-0.9mm×20P）	≒275m	
着色識別PC絶縁PCシースケーブル（CAS-0.9mm×40P）	≒238m	
屋外キャビネット（細部参考図参照）	15台	10P分端子台（N-10L×1）
屋外キャビネット（細部参考図参照）	4台	20P分端子台（N-10L×2）
屋外キャビネット（細部参考図参照）	4台	40P分端子台（N-10L×4）
既設 火報線端子箱（再使用品）	1台	
取付金物	1式	別表「取付金物参考数量表」参照

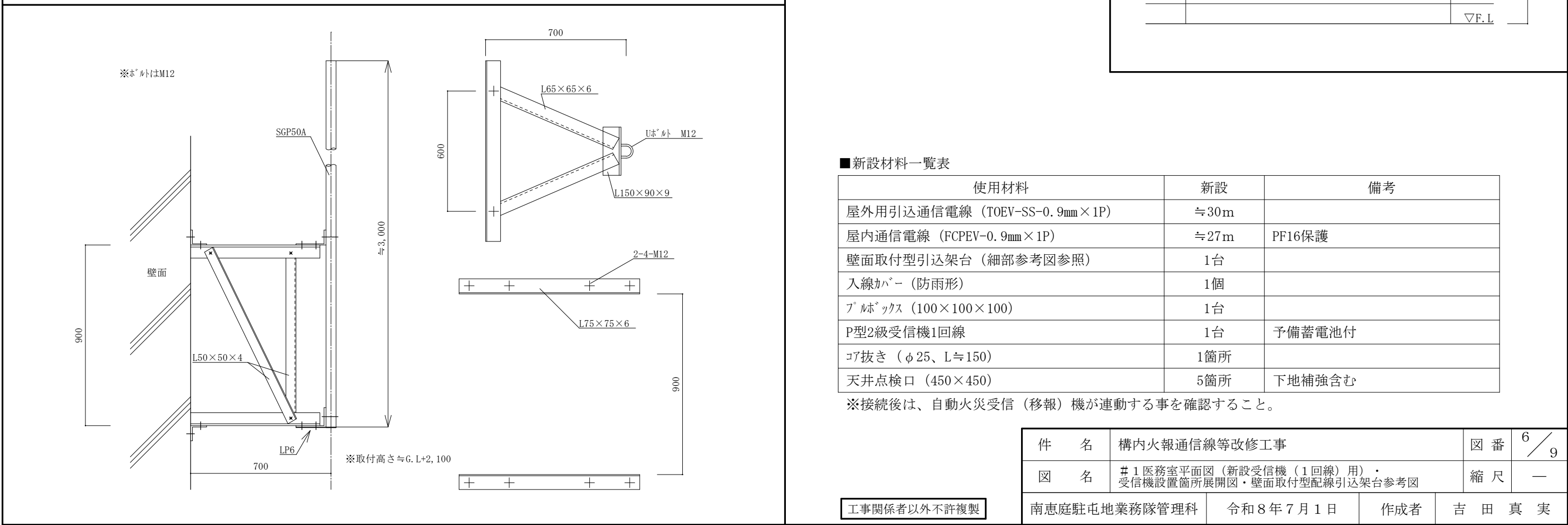
※接続後は、自動火災受信（移報）機が連動する事を確認すること。

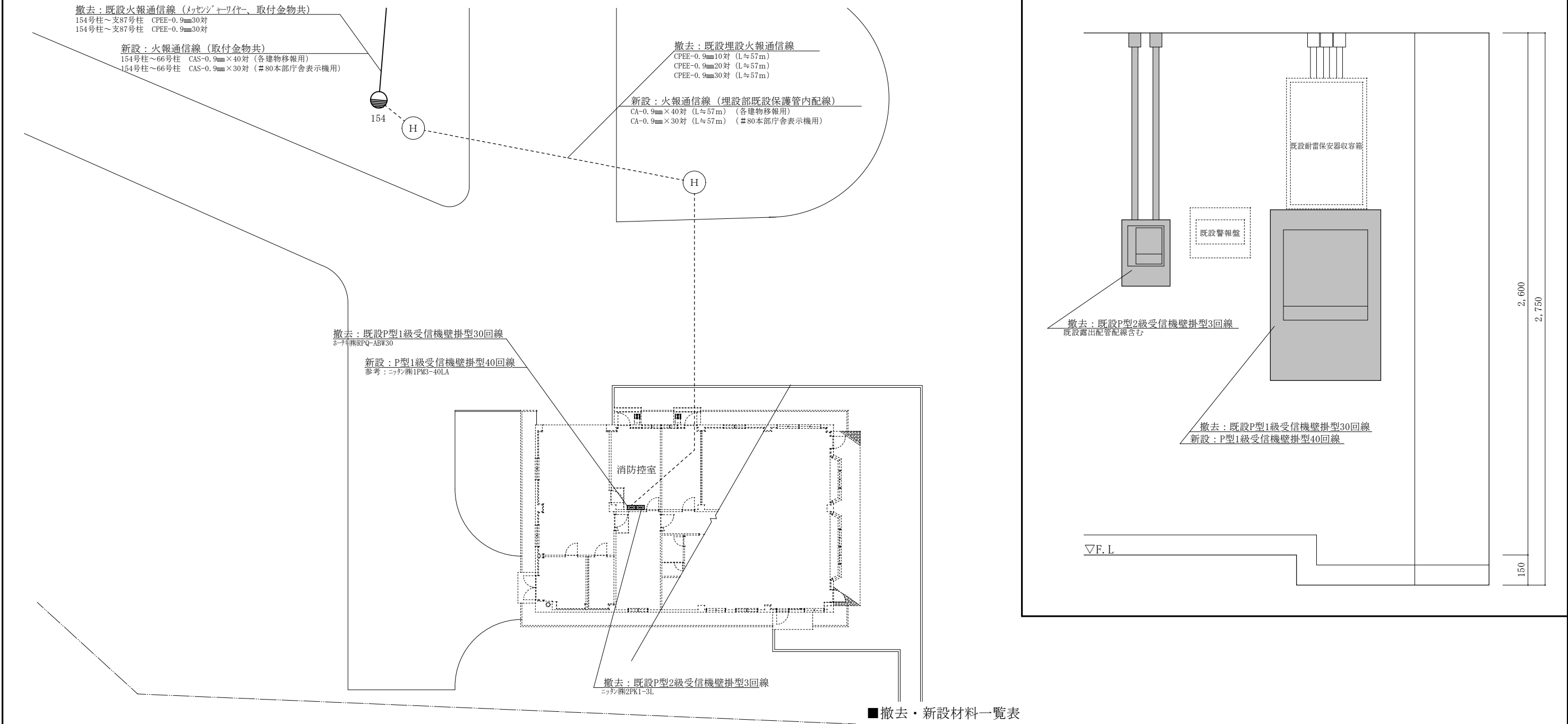


工事関係者以外不許複製



壁面取付型配線引込架台参考図 S=1:20





■新設受信機地区表示基準

①	#110生活隊舎	②	#1医務室	③	#7第2庁舎	④	#8プール	⑤	#43体育館
⑥	予 備	⑦	予 備	⑧	予 備	⑨	予 備	⑩	予 備
⑪	#80本部庁舎	⑫	#82厚生センター	⑬	#84食厨房	⑭	#88第3庁舎	⑮	予 備
⑯	予 備	⑰	予 備	⑱	予 備	⑲	予 備	⑳	予 備
㉑	#108整備工場	㉒	#75整備工場	㉓	#32戦車整備工場	㉔	#98器材庫	㉕	#99器材庫
㉖	予 備	㉗	予 備	㉘	予 備	㉙	予 備	㉚	予 備
㉛	#18管理官倉庫	㉜	#21車両整備工場	㉝	#24車両整備工場	㉞	#25器材庫	㉟	#26器材庫
㊿	#27器材庫	㊿	#28器材庫	㊿	#17整備工場	㊿	予 備	㊿	予 備

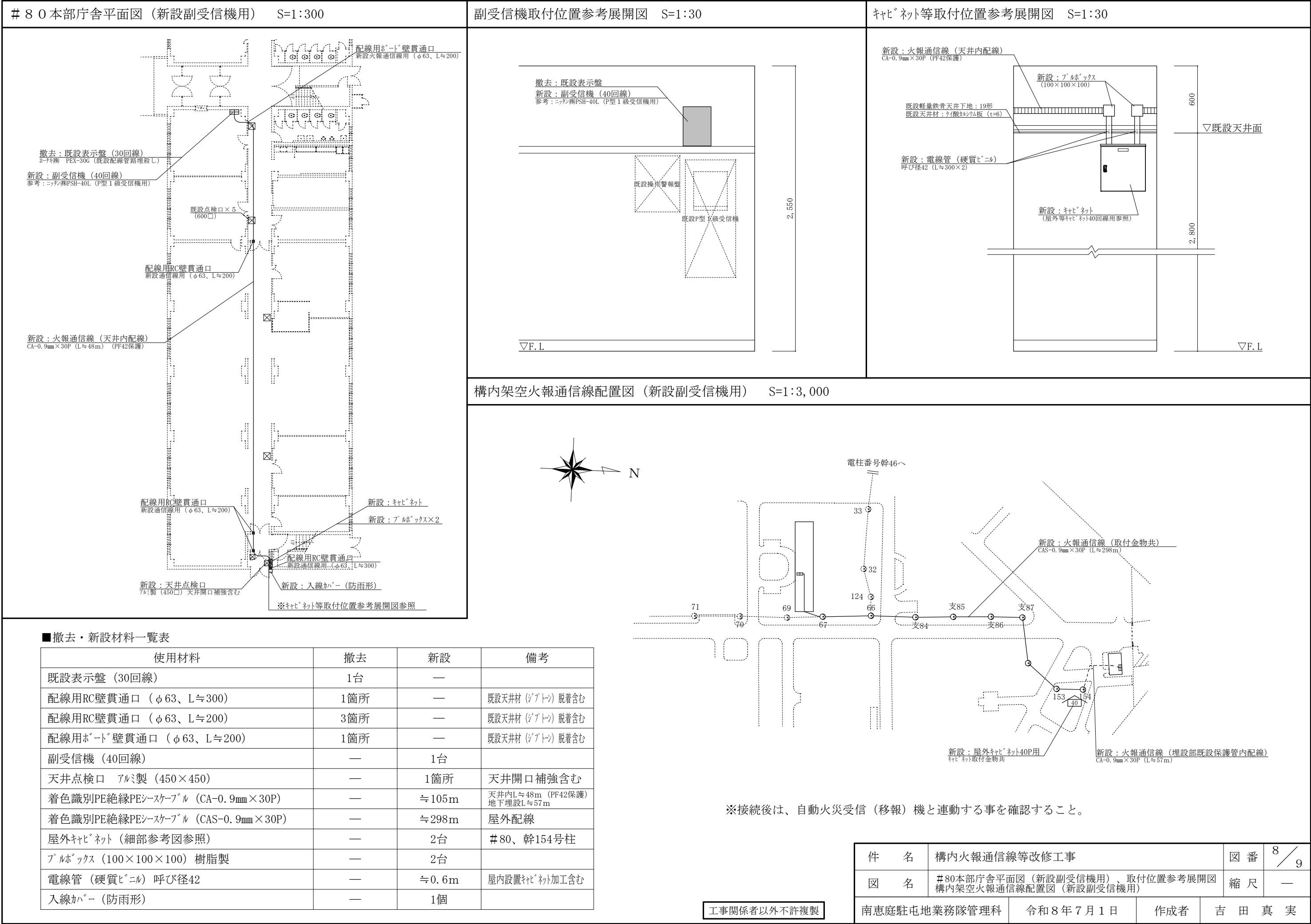
■撤去・新設材料一覧表

使用材料	撤去	新設	備考
既設埋設火報通信線（CPEE-0.9mm×10P）	≒57m	—	
既設埋設火報通信線（CPEE-0.9mm×20P）	≒57m	—	
既設埋設火報通信線（CPEE-0.9mm×30P）	≒57m	—	
着色識別PE絶縁PEシースケーブル（CA-0.9mm×40P）	—	≒57m	構内移報受信用
着色識別PE絶縁PEシースケーブル（CA-0.9mm×30P）	—	≒57m	本部庁舎副受信機用
既設P型1級受信機壁掛型30回線	1台	—	
既設P型2級受信機壁掛型3回線	1台	—	露出配線共
P型1級受信機壁掛型40回線	—	1台	

※接続後は、自動火災受信（移報）機が連動する事を確認すること。

件 名	構内火報通信線等改修工事	図 番	7 / 9
図 名	# 3 警衛所平面図（新設受信機（４０回線）用） 受信機設置箇所展開図	縮 尺	—
南恵庭駐屯地業務隊管理科	令和８年７月１日	作成者	吉 田 真 実

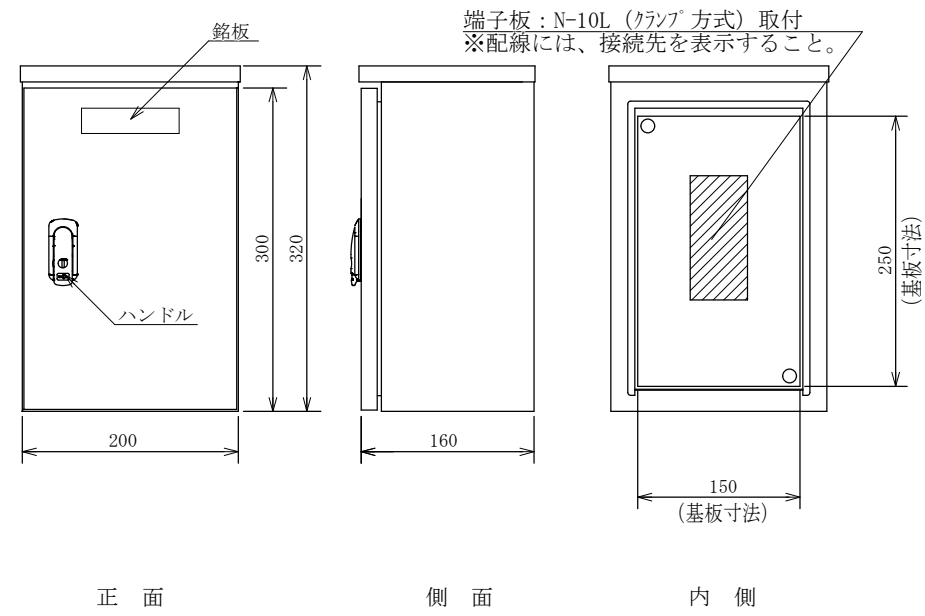
工事関係者以外不許複製



新設屋外等キャビネット参考図 S=1:X

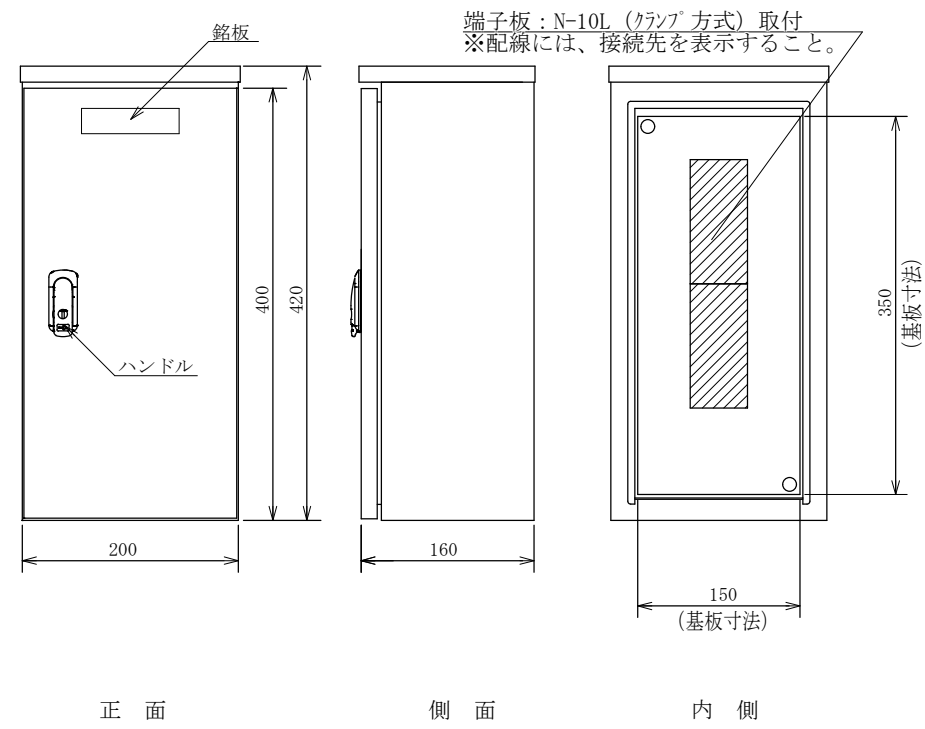
10回線用

- 参考品番：S016-23A（日東工業㈱）



20回線用

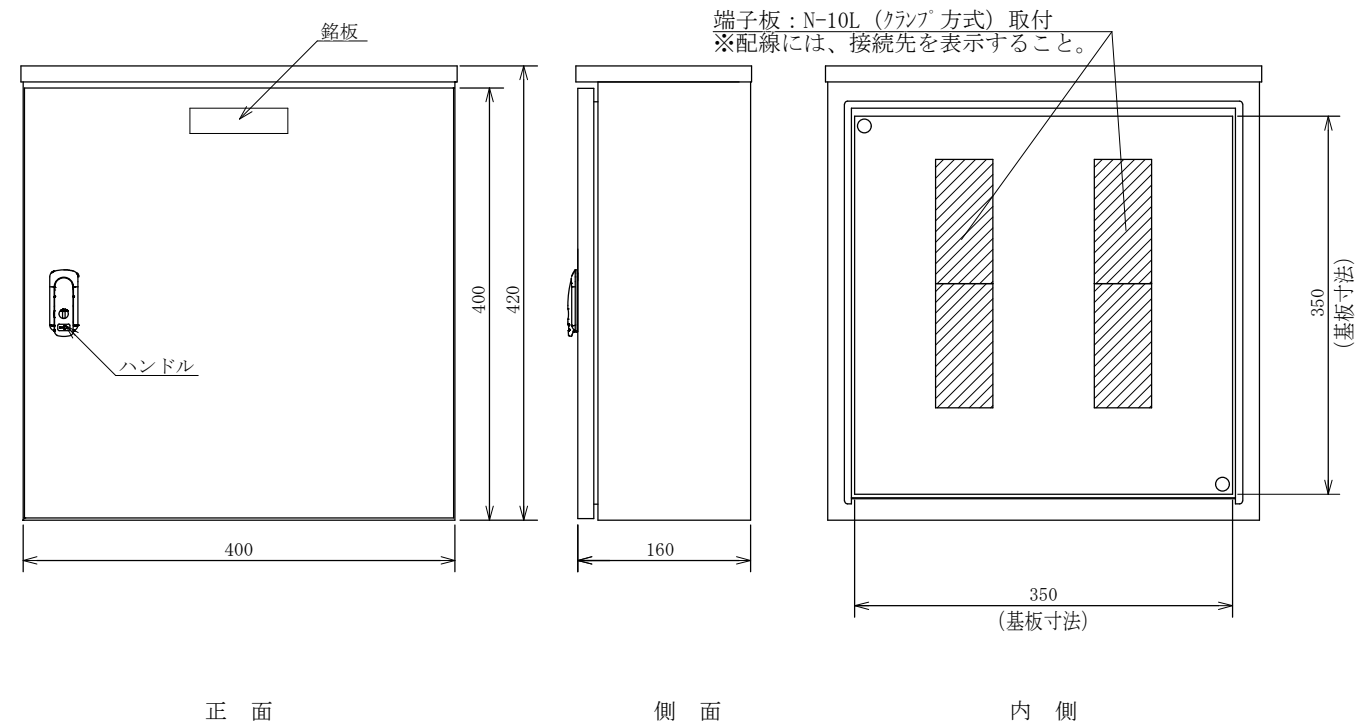
- 参考品番：S016-24A（日東工業㈱）



工事関係者以外不許複製

40回線用

- 参考品番：S016-44A（日東工業㈱）



キャビネット仕様		
形 式	屋外用	
ボデー	S U S 3 0 4	t1.0mm
ド ア	S U S 3 0 4	t1.0mm
基 板	木製	t15.0mm
塗装色	監督官と調整（淡色系統）	
・ 扉開閉角度は約100度程度		
・ 銘板「火報線端子箱」（受信機移報用×23）		
・ 銘板「火報（副）端子箱」（副受信機用×2）		
・ 電柱取付金物		
※	設置位置は監督官と調整	
ただし、既設建物からの接続配線が短い場合は、2m程度の範囲内で延長		
※	各キャビネット内に芯線図等を備付ける	

件 名	構内火報通信線等改修工事			図 番	9 / 9
図 名	新設屋外等キャビネット参考図			縮 尺	—
南恵庭駐屯地業務隊管理科		令和8年7月1日	作成者	吉 田 真 実	

数量計算書

連番	名称	適用	数量	単位	小計	計算式		図面番号	備考
						場所			
I	電気設備工事(新営)								
(1)	仮設工事								
1	高所作業作業車		1.00	式	1.00	—	1	—	
(2)	配線工事								
1	着色識別ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケープル	CAS(CCP-AP-SS) 0.9mm×10P	1,300.00	m	1300.00	—	1300	5	
2	着色識別ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケープル	CAS(CCP-AP-SS) 0.9mm×20P	275.00	m	275.00	—	275	5	
3	着色識別ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケープル	CAS(CCP-AP-SS) 0.9mm×30P	298.00	m	298.00	#80本部庁舎	298	8	
4	着色識別ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケープル	CAS(CCP-AP-SS) 0.9mm×40P	23.00	m	23.00	—	23	5	
5	着色識別ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケープル	CA(CCP-AP) 0.9mm×30P	162.00	m	162.00	#3警衛所、#80本部庁舎	57+105	7・8	
6	着色識別ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケープル	CA(CCP-AP) 0.9mm×40P	57.00	m	57.00	#3警衛所	57	7	
7	ポリエチレン絶縁ビニルシースケープル オクトセン	TOEV-SS-0.9mm×1P	30.00	m	30.00	#1医務室	30	6	
8	着色識別ポリエチレン絶縁ビニルシースケープル	FCPEV-0.9mm×1P	27.00	m	27.00	#1医務室	27	6	
9	取付金物	取付金物共	1.00	式	1.00	—	1	5	
10	屋外キャビネット	端子版×1、取付金物付き	15.00	台	15.00	—	15	5	
11	屋外キャビネット	端子版×2、取付金物付き	4.00	台	4.00	—	4	5	
12	屋外キャビネット	端子版×4、取付金物付き	6.00	台	6.00	駐屯地構内、#80本部庁舎用	4+2	5・8	
13	合成樹脂可とう電線管	PF16	27.00	m	27.00	#1医務室	27	6	
14	合成樹脂可とう電線管	PF42	48.00	m	48.00	#80本部庁舎	48	8	
15	硬質ビニル電線管	呼径42	0.60	m	0.60	#80本部庁舎	0.6	8	
16	プルボックス	100×100×100	3.00	個	3.00	#1医務室、#80本部庁舎	1+2	6・8	
17	入線カバー(防雨形)	WP91319	2.00	個	2.00	#1医務室、#80本部庁舎	1+1	6・8	
18	端子接続	10P	15.00	箇所	15.00	—	15	—	
19	端子接続	20P	4.00	箇所	4.00	—	4	—	
20	端子接続	40P	6.00	箇所	6.00	—	6	—	
21	試験調整		1.00	式	1.00	—	1	—	
(3)	火災警報設備								
1	P型1級受信機壁掛型40回線	1PM3-40LA	1.00	面	1.00	#3警衛所	1	7	
2	P型2級受信機壁掛型1回線	2P1LB4	1.00	面	1.00	#1医務室	1	6	
3	P型1級受信機用副受信機40回線	PSH-40L	1.00	面	1.00	#80本部庁舎	1	8	
(4)	その他								
1	天井点検口	450×450用 アルミ製枠	6.00	箇所	6.00	#1医務室、#80本部庁舎	5+1	6・8	
2	壁面取付型引込架台		1.00	台	1.00	#1医務室	1	6	
II	電気設備工事(改修)								
(1)	撤去工事								
1	構内ケーブル	EM-CPEE-1.2×1P	1,320.00	m	1,320.00	—	1320	4	
2	構内ケーブル	OPEE-0.9mm×1P×2	107.00	m	107.00	—	107	4	
3	構内ケーブル	OPEE-0.9mm×3P	73.00	m	73.00	—	73	4	
4	構内ケーブル	OPEE-0.9mm×10P	1,079.00	m	1,079.00	駐屯地構内、埋設部	1022+57	4・7	
5	構内ケーブル	OPEE-0.9mm×20P	269.00	m	269.00	駐屯地構内、埋設部	212+57	4・7	
6	構内ケーブル	OPEE-0.9mm×30P	394.00	m	394.00	駐屯地構内、埋設部	337+57	4・7	
7	構内ケーブル	2□-19芯	424.00	m	424.00	—	424	4	
8	構内ケーブル	2□-8芯	77.00	m	77.00	—	77	4	
9	構内ケーブル	2□-6芯	82.00	m	82.00	—	82	4	
10	構内ケーブル	2□-4芯	307.00	m	307.00	—	307	4	

数量計算書

連番	名称	適用	数量	単位	小計	計算式		図面番号	備考
						場所			
11	構内ケーブル	SDワイヤ-1.2mm×1P	420.00	m	420.00	—	420	4	
12	合成樹脂製可とう電線管(PF)	PF22	8.00	m	8.00	#3警衛	8	4	
13	接続端子函(屋外用)	接続端子函等	14.00	個	14.00	—	14	4	
14	接続端子函(屋外用)	筒型端子	3.00	個	3.00	—	3	4	
15	接続端子函(屋外用)	端子箱	6.00	個	6.00	—	6	4	
16	接続端子函(屋外用)	火報線端子箱(再使用)	1.00	個	1.00	駐屯地構内	1	4・5	
17	P型1級受信機壁掛型30回線		1.00	面	1.00	#3警衛	1	7	
18	P型2級受信機壁掛型3回線		1.00	面	1.00	#3警衛	1	7	
19	P型1級受信機用表示盤30回線		1.00	面	1.00	#80本部庁舎	1	8	
(2)	はつり工事								
1	機械はつり(RC壁)	貫通口径25mm、コンクリート厚150mm程度	1.00	箇所	1.00	#1医務室	1	6	
2	機械はつり(RC壁)	貫通口径63mm、コンクリート厚300mm程度	1.00	箇所	1.00	#80本部庁舎	1	8	
3	機械はつり(RC壁)	貫通口径63mm、コンクリート厚200mm程度	3.00	箇所	3.00	#80本部庁舎	3	8	
4	機械はつり(ボート壁)	貫通口径63mm、コンクリート厚200mm程度	1.00	箇所	1.00	#80本部庁舎	1	8	
5	貫通孔処理	φ25(防火区画処理、貫通スリーブ)	1.00	箇所	1.00	#1医務室	1	6	
6	貫通孔処理	φ63(防火区画処理、貫通スリーブ)	5.00	箇所	5.00	#80本部庁舎	1+3+1	8	
III	その他								
(1)	産業廃棄物処理								
1	産業廃棄物処理		1.00	式	1.00	—	1	—	

数量公開の説明書

1 提供方法

数量書の提供は、全ての者に対し、図面等の交付と同時に行うものとする。

2 数量書に対する質問等

数量書に対する質問の提出は、原則として、入札心得書に記載された「入札説明書に対する質問」又は「図面、仕様書、現場説明書等に対する質問」の取扱いに準じて行うものとする。

質問書は、入札説明書等に対する質問書とは区別して提出するものとする。なお、数量の差異等に係わる質問は、根拠資料も併せて提出するものとする。質問に対する回答については、入札説明書等に対する質問の回答書とは、別に回答する。

3 数量書の数量及び構成

(1) 数量の算出は、次の基準により算出している。

ア 建築工事

「公共建築設備数量積算基準（平成5年度版）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

イ 土木工事

「土木工事数量調書作成の手引き（平成30年度版）整備計画局施設技術管理官制定」

ウ 電気設備工事・機械設備工事

「公共建築設備数量積算基準（令和5年度版）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

「防衛施設設備積算要領（令和2年度版）整備計画局施設技術管理官制定」

エ 通信工事

「防衛施設設備積算要領（令和2年度版）整備計画局施設技術管理官制定」

「通信工事積算要領（令和3年度版）整備計画局施設技術管理官制定」

(2) 数量書の様式は、次の書式を参考としている。

ア 建築工事

「公共建築工事内訳書標準書式（令和5年度版）国土交通省大臣官房官庁 営繕部制定」

イ 電気設備工事・機械設備工事・通信工事

「公共建築設備工事内訳書標準書式（令和5年度版）国土交通省大臣官房 官庁営繕部制定」

以 上